

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	LC みおつくし株式会社
主たる事務所の所在地	〒463-0004 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3210 番地の 2
代表者(職名・氏名)	代表取締役 安部 明生
設立年月日	1999 年 10 月 1 日
電話番号	TEL052-739-0155 FAX052-739-3707

2. 事業所の概要

事業所名	にじの和	
所在地	〒463-0812 名古屋市守山区笹ヶ根 一丁目101番地	
電話番号	TEL052-715-5471 FAX052-715-5391	
指定年月日・事業所番号	2023 年 11 月 1 日	2361390723
管理者名	村上 美香子	
サービス提供地域	守山区	

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	3 名
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	名
作業療法士		名
言語聴覚士		名
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。	9時00分～17時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

6. 事業所におけるサービス提供方針

- 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

- (3) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、月 1 回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

7. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用料が 3 ヶ月未払い時には、主治医に報告のうえ一時的にサービスを停止いたします。
- (5) 利用者負担金は、毎月 13 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。(13 日が土日祝の場合は次の平日になります。)
- (6) 通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル当たり 35 円を徴収する。

8. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

9. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	052-715-5471	FAX番号	052-715-5391
担当者	管理者 村上 美香子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部 介護保険グループ	052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号：052-971-4165

10. 緊急等における対応

従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また当番の看護師が24時間対応します。

11. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等の為に、発生又は防止するため、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等のための対策を検討する委員会を年一回定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年一回定期的を実施する。
- (4) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

虐待防止責任者：管理者 村上美香子

12. 感染症・衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 事務所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。5.職員に対し感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

13. 事業継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(4) ハラスメントについて

事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境としています。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

14. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。

以上のとおり、当事業所は、訪問看護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者: _____

上記の内容の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者: _____

保証人: _____